

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年8月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第50号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条福祉部の款福祉介護課の項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 敬老乗車証の交付に関すること。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)